

議案第62号

寒川町自治基本条例の一部改正について

寒川町自治基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

個人情報保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町自治基本条例の一部を改正する条例

寒川町自治基本条例（平成18年寒川町条例第32号）の一部を次のように改正します。

第16条中「別に条例で定めるところにより」を削ります。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。

